

令和 7 年度 地下鉄宮の沢駅周辺地区における
拠点まちづくり指針策定検討業務
仕 様 書

令和 7 年 4 月

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

1 業務名

令和7年度 地下鉄宮の沢駅周辺地区における拠点まちづくり指針策定検討業務

2 一般事項

- (1) この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課で実施する「令和7年度 地下鉄宮の沢駅周辺地区における拠点まちづくり指針策定検討業務」の委託に適用する。
- (2) 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人材を確保し、最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。
- (3) 受託者は契約後速やかに、本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。
- (4) 成果品及び本業務において作成したイラスト、写真等(以下「成果品等」という。)の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、委託者に帰属するものとする。また、成果品等に関する著作人格権は行使できないものとする。ただし、従前より受託者が保有しており、今回の業務遂行において活用するものについては、この限りではない。
- (5) 業務遂行にあたっては、委託者と受託者の連絡を密にして作業を進めるとともに、協議を行った際は速やかに協議録を作成し、委託者に提出すること。
- (6) 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議してこれを処理する。
- (7) 業務の履行に関しては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとする。
- (8) 委託者が保有する資料で、業務の履行にあたり必要と認められるものについて、受託者は、当該資料の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合において、受託者は、貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。また、受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について、ただちに返還するものとする。
- (9) 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。
- (10) 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならず、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、本業務の目的として対外的に公開した情報はこの限りではない。
- (11) 委託者は、不可効力(感染症の流行、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他の委託者又は受託者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象をいう。)により、業務を遂行することが困難になったとき、受託者に対して、契約の解除又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

(12) この仕様書に記載のない事項については、受託者は委託者と協議のうえ行うこととし、本業務の主旨を十分踏まえ、また本業務の遂行に支障をきたさないよう協力するものとする。

3 業務の目的

札幌市では、平成 28 年度に地域交流拠点等開発誘導事業を創設し、地域交流拠点等において、民間の力を引き出しながら個別の都市開発による建替え更新を促進し、その開発計画の内容をきめ細かく誘導・調整することで、質の高い空間づくりを進めている。

また、拠点のまちづくりを進める上では、各拠点の特性を踏まえたまちづくりを展開することが重要であり、地域課題やまちづくりの熟度に応じて、地域住民や開発事業者などとまちづくりの方向性を共有するための指針等を策定することとしている。

令和 6 年度より、地域住民、企業、開発事業者、行政など、多様な主体がまちづくりの方向性を共有するためのまちづくり指針（以下、指針）の策定に向けた検討を開始し、地域住民等とのワークショップを開催したところである。

令和 7 年度においても引き続きワークショップを開催し、地域住民等の意見等を踏まえたまちづくり指針を策定するための検討を行う予定である。

そこで本業務では、ワークショップの実施などを通じ、市民や事業者等の意見を把握しながら、指針策定の支援を行うことを目的とする。

4 業務の概要

地下鉄宮の沢駅周辺地区において、令和 6 年度に引き続き地域住民や事業者等との意見交換を行いながら指針の策定に向けた支援を行う。

5 業務の検討範囲

本業務の検討対象とする地域交流拠点は、「宮の沢」とし、別図のとおり宮の沢駅を中心に半径 800m 以内かつ宮の沢ふれあい公園を中心に半径 500m 以内を基本とする。ただし、札幌自動車道以北については含まない。

なお、業務内容によって必要な場合は、適切な区域を設定すること。

6 履行期間

契約日から令和 8 年(2026 年) 3 月 19 日まで

7 業務の内容

(1) 指針策定に向けたワークショップの企画・運営等

ア 地域住民及び事業者等とワークショップを行う。実施回数については、3回を想定している。（1回のワークショップ参加人数は地域住民、事業者等20～30人程度の参加（4～5テーブル程度）を想定。）

イ ワークショップの企画準備・資料作成・運営・意見の取りまとめ等を行う。

（実施計画の作成、アイスブレイクの企画準備、資料作成、会場設営、撤収、実施運営、記録、意見の取りまとめ、参加者情報の管理を行う。なお、会場の手配は委託者が行う。）

ウ 必要に応じて、地域団体（まちづくり協議会等）の会合に参加し、意見のとりまとめ等を行う。また、協議資料についても作成するものとする。

(2) ニュースレター作成

ア ワークショップの開催及び開催結果の周知のため、地域住民等を対象としたニュースレターを作成する。

イ ニュースレターは子供から高齢者まで誰でもわかりやすいデザインとする。A4両面カラーを基本とするが、必要に応じて変更すること。

ウ ニュースレターの作成回数は4回程度を想定しており、完成した原稿の印刷及び配布は委託者が行う。

(3) アンケート調査

ア 地下鉄宮の沢駅周辺地区において、これまで行った意見交換会に参加していない地域住民、事業者等も含めて、地域まちづくりに対する意向を把握するため、全戸を対象としてアンケート調査を実施する。

イ 調査票の作成、集計及び意見の取りまとめを行う（約6,100件に配付）。調査票の印刷、郵送、回収は別途委託者が手配するものとする。

ウ 調査の実施にあたっては、適宜委託者と打合せを行う。

(4) 拠点まちづくり指針の作成等

ア 拠点まちづくり指針等の作成に向け、昨年度までの成果及び本業務の検討内容を踏まえ、指針の構成、内容、デザイン等を検討し、指針の本編の原稿作成を行う。なお、構成案については委託者と十分に協議すること。

イ 指針案を作成し、地域住民や事業者等から意見の募集、取りまとめを行う。また、その意見を指針に反映すること。指針案への意見募集は、指針案、意見応募

用紙を指針の対象区域内の全戸に配付して行う（約 6,100 件に配付）。意見の集計、対象者情報の管理は、受託者が行うこと。指針案及び意見募集用紙の印刷、配布、回収は委託者が別途手配するものとする。

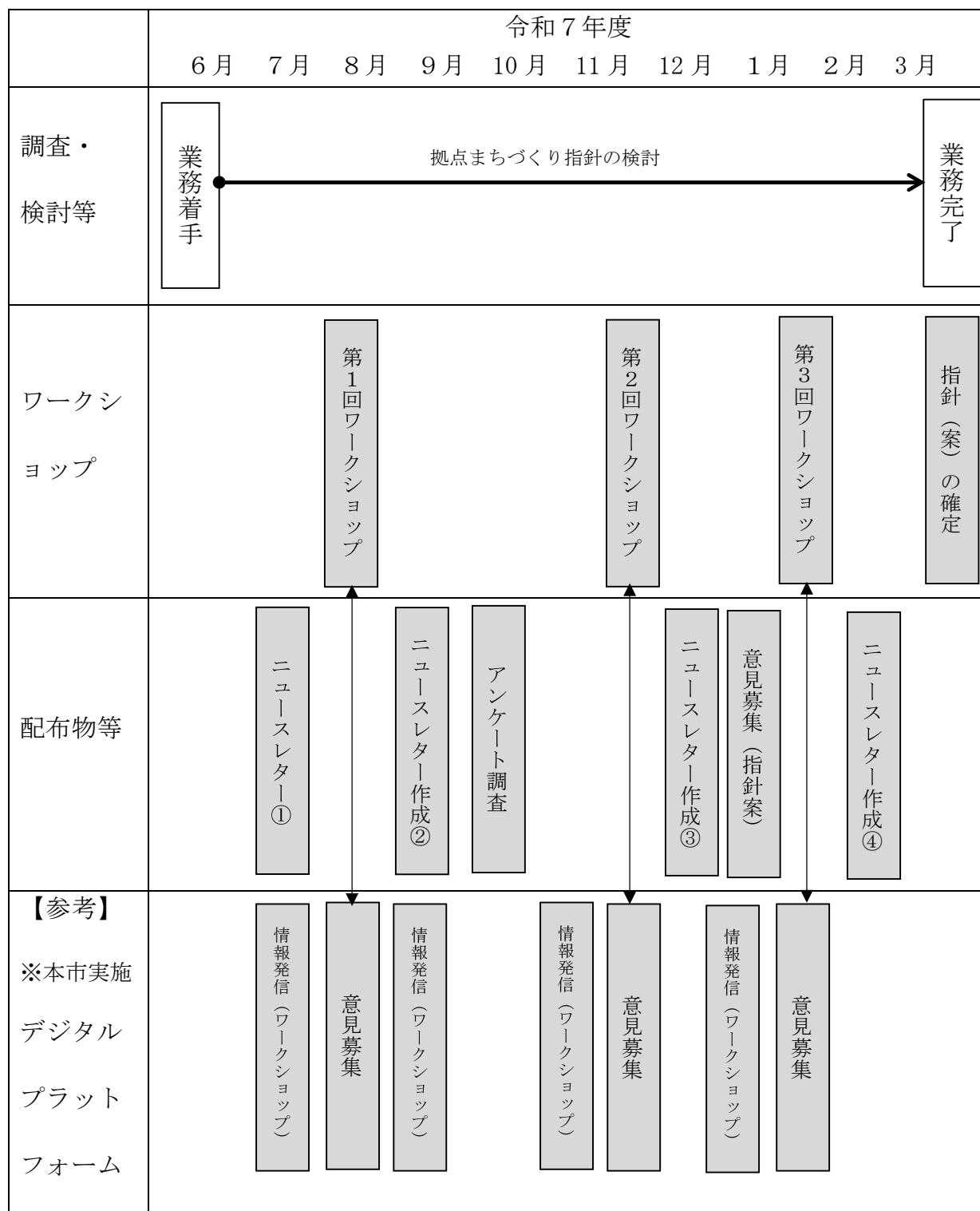
（５） 協議・打ち合わせ

本業務を円滑に進めるため、協議・打合せは、初回、成果品納入時の他、各ワークショップの実施に際して必要に応じて行う。

（６） 報告書の作成

調査・検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。

8 業務スケジュール（予定）



9 貸与資料

- （1） 令和4年度地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運営業務 報告書
- （2） 令和5年度地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運営業務 報告書
- （3） 地域交流拠点宮の沢の歩きたくなるまちづくりに向けた調査検討業務 報告書

- (4) 令和6年度 地下鉄宮の沢駅周辺地区における拠点まちづくり指針検討業務
報告書
- (5) その他必要となる資料

10 成果品の提出

- (1) 業務報告書 A4判 2部
- (2) 報告書電子データ CD-ROM 1枚

11 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階北側）

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課

担当：佐々木、若林 TEL：011-211-2545 FAX：011-218-5113

